

【成案】

勝央町国土強靭化地域計画

令和3年3月 策定

令和7年12月 改定

勝 央 町

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
第2章 基本的な考え方	3
1 目標設定	3
2 国土強靭化を推進する上での基本的な方針	4
第3章 地域概況及び想定される災害リスク	5
1 地域概況	5
2 想定される災害リスク	6
3 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定」	8
4 施策分野の設定	10
5 脆弱性評価の手順・結果等	10
第4章 国土強靭化の推進方針	11
1 施策の推進方針の考え方	11
2 リスクシナリオごとの強靭化の推進方針	11
3 施策分野ごとの強靭化の推進方針	33
第5章 計画の推進	344
1 推進体制	34
2 進捗管理及び計画の見直し（P D C A）	34
(別紙第1) 勝央町国土強靭化地域計画策定に係る脆弱性評価結果	35
(別紙第2) 個別事業一覧	53

第1章 はじめに

1 計画見直しの趣旨

本町では、災害から人命を守ることを最優先に、「自助・共助・公助」の観点に立ってハード・ソフト両面から安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでいるところである。

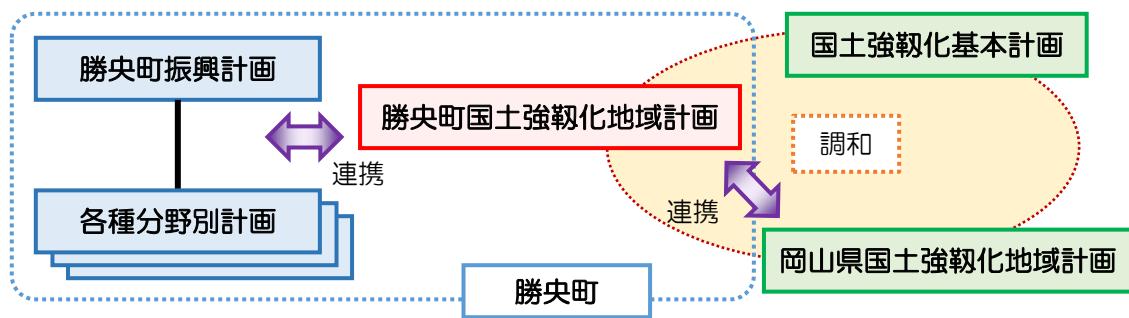
近年、台風の大型化や集中豪雨の多発化の傾向がみられ、河川の氾濫や土砂災害、湛水型の内水氾濫等による大規模自然災害の発生リスクが全国的に高まっており、また、今後30年以内に南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの規模の地震が約80%の確率で発生することが想定される中、国では、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）を制定し、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）による「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を進めている。岡山県においても、岡山県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定し、県内の全域にわたる強くしなやかな地域づくりのための取組みを進めている。

本町が将来にわたって、安心して暮らせる安全な地域であり続けるためには、限られた資源を有効に活用しながら、平時において、災害に強い地域づくりに取り組むことが不可欠であり、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な地域経済社会を築くことで、町民の生命・財産を守るとともに、本町の地域特性を考慮した取組を総合的かつ計画的に継続して推進する必要がある。このため、本町においても令和3年3月に勝央町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定し強靱化に関する施策の推進を図ってきた。このたび、計画期間が満了することや県地域計画の改定を踏まえ、本計画の見直しを行うものである。

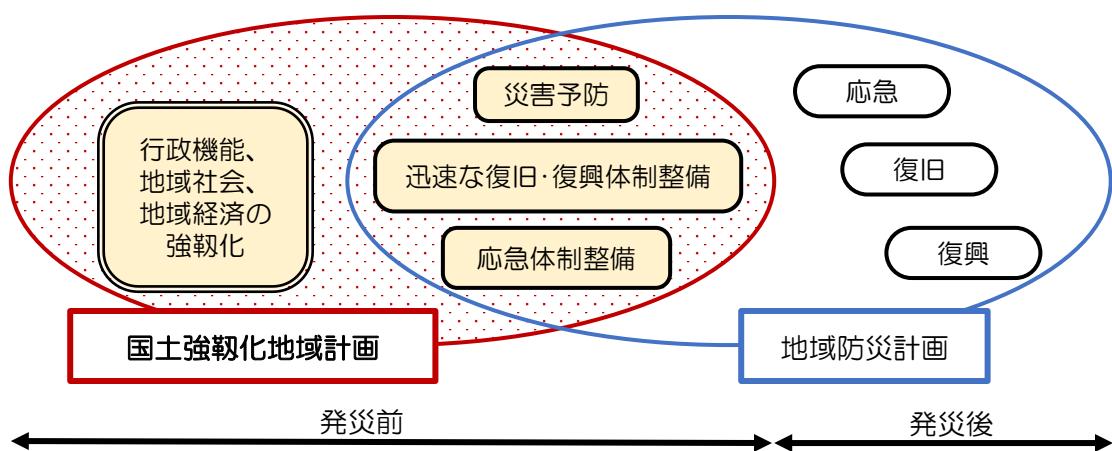
2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものである。

国土強靱化地域計画は、「強くしなやかな地域づくり」という観点において町の各種計画等の指針として定めることができるとされており、基本計画と調和するものとなる。そのため、県地域計画に定められた施策の展開方向と整合を図り、基本計画や県地域計画と調和した計画とするとともに、勝央町振興計画や勝央町地域防災計画をはじめとする町の各種計画等と連携し、町の強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付ける。



また、勝央町地域防災計画が、地震や風水害等の「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 目標設定

本計画は、町が国や県、近隣市町村、民間事業者等と連携し、一体となって国土強靭化を推進することにより、本町の安全で安心な地域づくりを進めるとともに、県や国全体の強靭化にも貢献するために策定するものであり、基本法において、国の基本計画との調和を保つことが定められていることから、基本目標や事前に備えるべき目標等、計画の基本となる部分は、基本計画及び県地域計画に準ずるものとする。

(1) 基本目標

いかなる自然災害等が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小に留めること
- ④ 迅速に復旧・復興が図られること

(2) 事前に備えるべき目標

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

2 國土強靭化を推進する上での基本的な方針

國土強靭化の理念に基づき、基本計画や県地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、町における強靭化を推進する。

(1) 國土強靭化の取組姿勢

- ① 強靭性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的視野を持った取組推進
- ③ 地域経済の持続的な成長と地域間連携の強化
- ④ 経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑤ ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑥ 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、官民の連携と役割分担
- ⑦ 非常時の防災・減災等の効果のみならず、平時にも有効活用される対策

(3) 効率的な施策の推進

- ⑧ 人口減少等に起因する需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえた財政資金の効率的な使用に配慮した施策の重点化
- ⑨ 既存の社会資本の有効活用による費用の縮減、効率的な施策の推進
- ⑩ 民間資金の積極的活用
- ⑪ 施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑫ 人命を保護する観点からの土地の合理的利用の促進
- ⑬ デジタル等新技術の積極的な活用

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑭ コミュニティ機能の向上、強靭化の担い手が活動できる環境整備
- ⑮ 女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮
- ⑯ 環境との調和、景観の維持への配慮、自然との共生

第3章 地域概況及び想定される災害リスク

1 地域概況

(1) 位置・地勢

本町は、岡山県の北東部に位置し、東は美作市、北は奈義町、西は津山市、南は美咲町と境界を接している。面積は 54.05 km^2 で、南北に長いひょうたん形をなし、南北約 10 km 、東西約 8 km である。

一級河川吉井川の支流である滝川が、町の中央部を北から南に向かって流れしており、流域に広がる盆地とそれを取り巻く丘陵地は、農用地として利用されている。町の南端をJR姫新線が東西に走り、町内に勝間田駅、西勝間田駅がある。姫新線に沿って国道179号線が走り、その周辺を中心に、市街地が形成されている。

(2) 気候

気候は内陸型であり、年間平均気温は 13.2°C で、年間降雨量は $1,510\text{ mm}$ と1年を通じて比較的晴天の日が多く、また、台風、地震等の災害も少ない地域であるが、北部では、台風に伴う那岐山ろくで発生する広戸風の災害が発生することがある。

(3) 人口

本町の国勢調査による人口は、昭和55年以降は増加傾向で推移していたものの、平成7年の $11,669$ 人を境に微減に転じており、令和7年には $10,673$ 人となっている。近年は、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方、老人人口（65歳以上）の増加が続いていることから、高齢化率が上昇している。

2 想定される災害リスク

(1) 災害をもたらす自然的条件

① 暴風

岡山県全体が、比較的風の弱い地方であるが、顕著な台風の接近時には、本町のある内陸部でも 20 m/s 前後の暴風となる。特に、那岐山ろくに面する町北部では、 30 m/s 以上にも及ぶ、いわゆる広戸風が吹き荒れことがある。

強風の発生する時期は、台風時期の8月～10月に多く、水稻の成熟期や収穫期に当たっており、果樹や野菜もこれからというところで被害を受けているので、家屋等の建物の被害に加え、農家の経営に大きな影響を与えていている。

② 大雨

大雨の原因は、梅雨前線によるもの、台風に起因するもの、雷雨による局地的なものとなっている。

昭和38年には、町の中央を流れている滝川が局地的決壊により氾濫し、家屋、農作物に莫大なる災害を起こしたことがあるが、災害復旧、河川改修が行われ、近年は、氾濫には至っていない。ただし、その他の小河川について改修されていないところがあり、平成30年7月豪雨等を教訓に、気圧配置に特に注意し、常にその対策を講じておく必要がある。また、雷雨による集中豪雨、ため池の管理等についても十分注意を要する。

③ 大雪

県北部地域、特に中国山地付近の地域の気象を左右するのは、日本海側気候であり、加えて、高原気候もある。西高東低の冬型の気圧配置となり、強い季節風の吹くときは、雪になる場合が多い。気象条件等を考慮しつつ、雪の予警報に十分注意して、大雪災害に対し万全の策を講じなければならない。

(2) 想定される災害リスク

本町に大きな被害をもたらす自然災害として、町の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、次のとおり「想定する災害リスク」を設定した。

【想定される災害リスク】

自然災害の種類	想定する被害の様相等
土砂災害	<ul style="list-style-type: none">特別警報の指標相当の大雨等により、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。
洪水	<ul style="list-style-type: none">過去の事例も考慮した最大規模の降雨等により、河川の氾濫、広範囲にわたる長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
湛水型の内水氾濫	<ul style="list-style-type: none">河川の水位上昇により周囲の水が河川に排水できない等によって河川沿いや合流点付近での氾濫等により浸水し、人身、建物等に被害が及ぶ。短時間強雨による雨水の排水能力飽和との複合的する場合は被害が拡大する。
南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none">今後30年間に約80%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード8~9クラスの地震により、町内では震度5強の揺れが発生し、人身や建物、社会インフラに被害が及ぶ。
断層型地震	<ul style="list-style-type: none">山崎断層帯や那岐山断層帯等、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード7~8クラスの地震により、町内では震度6弱の揺れが発生し、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。河川沿いでは、液状化の危険度が高まる。
複合災害	<ul style="list-style-type: none">南海トラフ地震の発生前後での自然災害の発生や、相次ぐ大型台風の襲来により、被害がさらに拡大する。感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害がさらに拡大する。

3 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定

県地域計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」に準じて、本町で想定される災害リスク等を踏まえ、29の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標 (6項目)		起きてはならない最悪の事態 (29項目)	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死者の発生(ため池損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等)等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する		3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない		4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下

事前に備えるべき目標 (6項目)		起きてはならない最悪の事態 (29項目)	
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	石油・LPガス等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上水道、農・工業用水等施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害等による町内経済への甚大な影響

4 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靭化施策分野として県地域計画において設定された施策分野を基に、11の個別施策分野と5の横断的施策分野を設定した。

個別施策分野（11項目）		横断的施策分野（5項目）	
1	行政機能／警察・消防／防災教育等	A	リスクコミュニケーション
2	住宅・都市	B	人材育成
3	保健医療・福祉	C	官民連携
4	エネルギー	D	老朽化対策
5	金融	E	デジタル活用
6	情報通信		
7	産業構造		
8	交通・物流		
9	農林水産		
10	国土保全		
11	環境		

5 脆弱性評価の手順・結果等

設定した29の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、それを回避するための課題分析等、本町の脆弱性について総合的に評価を実施した。

なお、リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果は、「(別紙) 勝央町国土強靭化地域計画策定に係る脆弱性評価結果」のとおりである。

第4章 国土強靭化の推進方針

1 施策の推進方針の考え方

脆弱性評価結果等を踏まえ、基本目標の達成に向けたハード・ソフト両面から町域の強靭化を実現するために必要なリスクシナリオごとに推進方針を定める。

2 リスクシナリオごとの強靭化の推進方針

※ 県地域計画の最終内容から構成を整合

脆弱性評価結果等を踏まえ、リスクシナリオごとの施策の推進方針は、次のとおりとする。

この際、本町が直面する大規模自然災害のリスクを回避するまでの影響の大きさや緊急度等の視点を総合的に勘案して設定した重点化項目については、「●」記述する。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

① 住宅・建築物の耐震化促進等

- 住宅等の耐震化の目標達成に向け、引き続き県と連携しながら普及啓発活動や人材育成に努めるとともに、耐震化支援の充実を図る。【住宅・都市】
- 維持管理を継続している町営住宅については、老朽化が進んでいることから運営のあり方を戦略的に検討する。【老朽化対策】
- 学校施設については、県及び国の補助制度を活用することにより耐震診断及び耐震工事を必要に応じ実施して、学校施設の耐震化の促進を図る。屋内運動場等の吊り天井等の非構造部位材を含めた点検を継続し、改善が必要な場合は、速やかに実施する。【住宅・都市】
- 医療施設については、倒壊等によって被災者等への医療を提供できなくなることがないよう、耐震化を促進する。【保健医療・福祉】
- 老朽化が進む町有施設については、ライフサイクルコストに着目した計画的な点検・修繕・更新を行うとともに、行政需要の減少した施設については総量を見直す等、必要な行政機能の維持、施設の安全性の確保及び財政負担の軽減のいずれもが持続的に両立するための勝央町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を策定し、これに沿った施設マネジメントを実施する。【老朽化対策】
- 不特定多数の者が集まる施設の倒壊や火災による被害を回避するため、引き続き県と連携しながら耐震診断及び耐震改修に対する支援を実施するとともに、施設の管理者に対する耐震化の必要性の普及・啓発活動を図る。【住宅・都市】

② 災害に強いまちづくり

- 防災上重要な建築物の管理者に対し、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を促進する。【住宅・都市】
- 災害時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を検討する。【交通・物流】
- 災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策を効率的・効果的に推進する。【交通・物流】

③ 大規模盛土造成地等に伴う災害防止の取組

- 地震発生に伴う盛土等の活動崩落対策を推進していくため、箇所別の危険性を調査し、必要に応じて防災対策工事を検討する。【国土保全】

【施策に関連する指標】

指標名	現状値	目標値
住宅の耐震化率	63% (R7)	95% (R11)
学校施設の耐震化率	100% (R7)	100%を継続 (R11)
社会福祉施設の耐震化率	100% (R7)	100%を維持 (R11)

1-2 地震に伴う不特定多数が集まる施設の火災による多数の死傷者の発生

① 不特定多数が集まる施設の火災予防対策の促進等

- 事務所・商業ビル等の管理者に、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実について働きかけ等を行い、感震ブレーカー、L P ガス放出防止装置の設置等に関する火災予防啓発活動について取り組む。【住宅・都市】
- 社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、スプリンクラーの設置を促進する。【保健医療・福祉】

② 災害応急活動体制

- 様々な災害状況に対応するため、各種災害対策備蓄品等の整備充実を図るとともに、町の防災訓練の継続により災害状況に即した環境での体系的・段階的な訓練等の実施に努め、災害応急活動体制の強化等を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】
- 火災の初期消火体制を充実させるため、消防本部に体制整備を働きかけていくとともに、地域において速やかな対応ができるよう、消防団や自主防災組織等との連携を推進する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】
- 消防団員数が減少傾向にある中、機能別消防団員により団員確保を図るとともに、将来の団員の確保に向け、女性の視点を消防団活動に活用するとともに、機能別消防団員の確保や女性・若者に積極的な広報を行い、消防団の充実強化に取り組む。【行政機能／警察・消防／防災教育等】
- 大規模災害時に備え、消防本部との連携体制を強化するとともに、受援計画は県の受援計画等との関係により必要に応じ見直しに努め、関係機関や他自治体からの支援の効果的かつ効率的な活用を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

③ 施設の防火対策

- 火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する病院等の管理者に対し、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を促進するとともに、消火栓等の耐震性強化等、消防水利状況の改善等を進める。【住宅・都市】

④ 公園施設の維持管理

- 災害発生時の避難場所や自衛隊等の災害活動拠点となる公園について、園内の施設や設備が有効に機能するよう、適切な維持管理を行う。【住宅・都市】

【施策に関連する指標】

指標名	現状値	目標値
消防団員の定数に対する充足の割合	99.7% (R7)	100% (R11)

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死者の発生（ため池損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

① 治水施設の整備

- 洪水被害を未然に防ぐため、これまでに起きた最大規模の洪水や過去の水害発生状況等を踏まえ、計画的な河川改修を進めるとともに、河川管理施設の適切な点検・維持修繕を計画的に実施する。【国土保全】

② 水防体制

- 水防団（消防団）と町河川施設管理部門との重要水防箇所等水防に関する情報共有の促進等、水防体制の充実・強化を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死傷者の発生

① 土砂災害危険箇所の対策

- 土砂災害から町民の生命・財産を守り、暮らしの安全を確保する目的で、土砂災害危険箇所のうち、緊急性の高い箇所から順次、施設整備を推進する。【国土保全】

② 砂防関係施設の維持管理

- 老朽化する公共土木・農林水産施設について、県と連携しながら、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、計画的な維持管理等を推進する。【老朽化対策】

③ 避難誘導

- 医療機関や福祉施設での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアルの必要に応じた見直しを促進するとともに、学校における学校種や児童生徒の発達段階等を踏まえた防災教育、避難訓練の実施を通じて、児童・生徒の防災意識を高め、災害時の適切な避難行動を確保する。【国土保全】

④ 普及啓発・自主防災活動の活性化

- 自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組みが進むよう、町民主体の避難訓練や危険箇所の点検、地区防災計画の作成等、平時からの活動の活性化を促進し、組織機能の発揮による町民の安全確保を図る。また、自主防災活動や避難所運営等への女性の参画を促進する。【リスクコミュニケーション】
- 県と連携して、町民に対し、平時からの身近な災害リスクの認識や避難場所等の確認、防災用語の理解、避難指示等の発令時にとるべき適切な避難行動等を様々な機会を捉えて多様な手段で積極的に普及・啓発し、「自らの安全は自らで守る」防災意識を高め、安全な避難を確保する。【リスクコミュニケーション】

⑤ 災害応急体制の確保

- 県及び防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害発生が予測される台風接近時等において、各機関の役割や時間軸に沿った業務計画をあらかじめ明確化し、共有するタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務の推進を図るとともに、被災状況等について、関係機関で情報共有を行う。【行政機能／消防】
- 様々な災害状況に対応するため、各種災害対策備蓄品等の整備充実を図るとともに、町の防災訓練の継続により災害状況に即した環境での体系的・段階的な訓練等の実施に努め、災害応急活動体制の強化等を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

<再掲>

- 大規模災害時に備え、消防本部との連携体制を強化するとともに、受援計画は県の受援計画等との関係により必要に応じ見直しに努め、関係機関や他自治体からの支援の効果的かつ効率的な活用を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】<再掲>

【施策に関連する指標】

指標名	現状値	目標値
防災教育に係る授業（避難訓練を除く。）を実施した学校数	3 校 (R7)	3 校を継続 (R11)
自主防災組織の組織率	100% (R7)	100%を維持 (R11)
地区防災計画の策定状況	1 地区 (R7)	11 地区 (R11)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 災害応急活動体制

- 様々な災害状況に対応するため、各種災害対策備蓄品等の整備充実を図るとともに、町の防災訓練の継続により災害状況に即した環境での体系的・段階的な訓練等の実施に努め、災害応急活動体制の強化等を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

＜再掲＞

- 大規模災害時に備え、消防本部との連携体制を強化するとともに、受援計画は県の受援計画等との関係により必要に応じ見直しに努め、関係機関や他自治体からの支援の効果的かつ効率的な活用を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 消防団員数が減少傾向にある中、機能別消防団員により団員確保を図るとともに、将来的団員の確保に向け、女性の視点を消防団活動に活用するとともに、機能別消防団員の確保や女性・若者に積極的な広報を行い、消防団の充実強化に取り組む。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

＜再掲＞

【施策に関連する指標】

指標名	現状値	目標値
消防団員の定数に対する充足の割合	99.7% (R7)	100% (R11)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① 医療、救護体制

- 医療機関や地元医師会、関係機関等との連絡・連携体制を強化し、町内の医療機関情報を収集・共有できる体制を整備するとともに、救護所の設置等、訓練等を通じて救護班との連携体制を強化し、災害時における医療機能の確保を図る。【保健医療・福祉】
- 救急蘇生法、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等について、関係機関等と連携して、町民への普及・啓発に努める。【保健医療・福祉】

② 早期の道路啓開

- 緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、関係者と連携しながら、災害時における道路啓開のための体制を確保する。【交通・物流】

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

① 避難所等の管理

- 災害時、避難所には、高齢者・負傷者・妊婦・子供等の配慮を要する人も避難していくため、感染症対策を踏まえながら、「避難所運営マニュアル」を活用して避難所を運営し、衛生管理等を徹底して避難者の健康状態維持に向けた生活環境の維持に努める。【保険医療・福祉】
- 災害の種別及び感染症対策等を踏まえた、適切な規模、数の指定緊急避難場所、指定避難所の指定や町民への周知を促進する。また、災害のおそれがある場合の県との情報共有、連携と適時、適切な避難所等の開設に努める。【行政機能／警察・消防／防災教育等】
- 避難所における感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアル等に基づく避難所の適切な消毒や換気等、必要な措置が確実に実施されるよう、まん延防止に関する知識等の普及等に努める。【保険医療・福祉】

2-4 被災地での食料・飲料水・電気・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 物資の備蓄・調達等

- 公的備蓄については、必要量の確保を継続するとともに、南海トラフ地震や断層型地震等の被害想定に基づき、行政や家庭の役割を踏まえ、県の公的備蓄計画の見直しが行われた場合、県及び津山圏域定住自立圏と連携し、計画に基づく公的備蓄を推進する。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 被災地に救援物資を適時・適切に届けるため、県や他市町村からの支援物資の受入れ、関係団体や民間事業者等との協定に基づく物資調達、配送に関するマニュアルの充実に努めるとともに、県や物流業者と連携した訓練を実施する等、民間のノウハウを活用し、支援物資物流体制の構築を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】
- 防災週間等、あらゆる機会での取組みを通じ、町民に「3日分以上、推奨1週間」分の食料・水、その他の生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進する。【リスクコミュニケーション】

② 水道施設の耐震化

- 水道施設の被災による大規模地震発生時の被害拡大や復旧期間の長期化が懸念されるため、財政状況を勘案しつつ、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進め、災害時の給水機能の確保を図る。【住宅・都市】

【施策に関連する指標】

指標名	現状値	目標値
基幹水管路の耐震化率	53.50% (R7)	55.70% (R11)

2-5 長期にわたる孤立集落等の発生

① 道路交通の確保

- 災害発生時に地域交通ネットワークが分断され、防災拠点や物流拠点へのアクセスに支障が生じる事態を回避するため、地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める。【交通・物流】
- 沿道の土砂災害危険箇所や落石・崩土危険箇所等について、道路管理者と連携しながら、地域の実情を踏まえ、緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める。【交通・物流】
- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生防止や地域交通ネットワークを担う農道の整備を継続する。特に、農道橋の点検・診断を実施して、適正な維持管理や保全対策を進める。【農林水産】
- 緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、関係者と連携しながら、災害時における道路啓開のための体制を確保する。【交通・物流】<再掲>
- 砂防関係施設や治山施設について、県と連携して、計画的かつ効率的な点検・調査の実施によって機能及び性能の変化状況を的確に把握し、緊急度等を考慮した上で計画的な維持、修繕、改築、更新等の実施を図る。【老朽化対策】

② 集落での備え

- 災害時に孤立する可能性のある集落等について、発災後の速やかな巡回と通信手段の多重化、家庭や自主防災組織単位での備蓄を促進する。また、通信事業者（NTT西日本）との協定に基づき避難所へ特設公衆電話を設置し、避難所の通信環境の整備を図る。【住宅・都市】
- 各地区コミュニティハウス（公会堂）について、停電時にも1次避難所としての機能を確保するため、自家発電機等の発電設備の導入を促進する。【住宅・都市】
- 防災週間等、あらゆる機会での取組みを通じ、町民に「3日分以上、推奨1週間」分の食料・水、その他の生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進する。【リスクコミュニケーション】<再掲>

2-6 大規模な自然災害と感染症等の同時発生

① 下水道施設の耐震化等

- 下水道施設の耐震診断を進め、財政状況を勘案しつつ、耐震性能が不足する処理場等の耐震化を図る。【住宅・都市】
- 下水道施設について、老朽化した施設が今後増加することを踏まえ、施設のライフサイクルコストの最小化及び予算の平準化を図るため、ストックマネジメント計画に基づく計画的な長寿命化対策を実施する。【老朽化対策】
- 大雨時でも滞りなく処理できるよう、下水道施設の耐水化計画に基づく計画的な浸水対策を行う。【住宅・都市】

② 避難所での感染症対策

- 避難所施設における感染症のまん延を防止するため、施設利用者へのマスクの着用、手指の消毒等の感染症予防措置の普及・啓発、避難所施設の衛生管理や適切な消毒等、感染症予防措置を実施する。この他、状況に応じ避難者間の十分なスペースやレイアウトの考慮に努める。【保健医療・福祉】

③ 予防接種の促進

- 感染性の高い疾病や予防接種が可能な疾病について、平時からの予防接種の必要性について普及・啓発や情報提供を行い、予防接種を促進する。【保健医療・福祉】

【施策に関する指標】

指標名	現状値	目標値
下水道施設の耐水化率	0% (R7)	100% (R7)
下水道BCPの策定状況	策定済 (R2)	必要に応じ見直し

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

① 管轄警察連絡手段の確保

- 大規模災害発生時には治安悪化や社会混乱がありうることから、町内の警察機関との連絡手段を維持し、発災状況によっては管轄警察署との通信手段を強化する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 業務継続体制

- 大規模災害が発生した際、町は災害対応の主体として重要な役割を担うとともに、継続しなければならない多数の業務を有することから、代替施設の確保を含め、必要に応じた業務継続計画（B C P）の見直しを行い、災害時の業務継続体制の確保を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】
- 「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき、被災状況に応じてより的確かつ迅速な応援・受援を可能とする仕組みづくりに継続的に取り組むとともに、訓練の実施を通じて、実効性の高い相互応援体制の構築を図るため、平時から県及び県内市町村と情報共有を行い、連携を強化する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、I C T－B C P（I C T部門の業務継続計画）の策定等、情報システムの機能維持のための取組みを推進する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

② 庁舎、施設の耐災害性向上

- 役場庁舎をはじめ、防災拠点となる町有施設等の耐震化を進めるとともに、災害時の応急対策や復旧対策に加え、行政サービス全般の確保のため、施設内部の非構造材部分を含めた耐震対策を検討する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】
- 老朽化が進む町有施設については、ライフサイクルコストに着目した計画的な点検・修繕・更新を行うとともに、行政需要の減少した施設については総量を見直す等、必要な行政機能の維持、施設の安全性の確保及び財政負担の軽減のいずれもが持続的に両立するための勝央町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を策定し、これに沿った施設マネジメントを実施する。【老朽化対策】<再掲>
- 防災拠点となる町有施設において、電力の供給が停止された場合でも必要な機能を維持できるように、自家発電装置や太陽光パネル・蓄電池の設置等、非常用電源の確保に努める。【行政機能／警察・消防／防災教育等】
- 災害時にも町ホームページの機能を維持し、重要情報が適切に提供できるよう、通常時と同水準の情報提供を行うための仕組みや機器の整備を検討する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

【施策に関連する指標】

指標名	現状値	目標値
業務継続計画（B C P）の策定状況	策定済（R7）	必要に応じ見直し

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下

① 地域の経済力の強化

- 大規模自然災害発生後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、町の特性や強みを生かした産業振興や、中小企業を中心とした町内企業に対する支援等、力強い企業の育成に平時から取り組む必要がある。【産業構造】

② 企業の事業継続計画（B C P）

- 災害発生後の早期復旧及びサプライチェーン確保のため、関係機関と連携して、B C Pについて、町内の中小企業等への普及・啓発に努めるとともに、策定を促進する。【産業構造】

③ 金融支援

- B C P策定や防災対策に必要な資金に対する「事業継続対策資金」、被災企業の運転資金・設備資金に対する「経済変動対策資金」等の県の制度融資について、支援が円滑に行われるよう制度の周知を図る。【産業構造】

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の拡散・流出

① 高圧ガス施設等の維持管理

- 毒物・劇物保有事業者に対し、災害による大規模拡散や流出防止に必要な資機材の整備や訓練の実施を促す。【産業構造】
- 有害物質使用施設等への継続した指導等、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等は、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、必要な場合、構造基準等の遵守を周知する。【産業構造】

4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

① 金融サービス等の機能確保

- 災害救助法が適用された場合、罹災した地域の住民の生活資金の確保及び企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう県及び関係機関と連携を強化する。【金融】

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

① 交通基盤の確保

- 緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、関係者と連携しながら、災害時における道路啓開のための体制を確保する。【交通・物流】<再掲>
- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生防止や地域交通ネットワークを担う農道の整備を継続する。特に、農道橋の点検・診断を実施して、適正な維持管理や保全対策を進める。【農林水産】<再掲>

4-5 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

① 農業用水の整備

- 農業水利施設について、造成から経年により老朽化しているところについては、修繕工事等を計画し、機能確保を促進する。【老朽化対策】

② 工業用水の整備

- 地震等の災害時においても企業へ工業用水を配水できるように、計画的な老朽化対策及び耐震対策を促進する。【老朽化対策】

③ ため池の整備

- ため池の老朽度や下流への影響度に加え、豪雨対策の視点を考慮した優先順位を基に、改修を進めるとともに、ハザードマップの作成等ソフト対策を組み合わせた対策を効果的・効率的に進め、安全性の確保を図る。【農林水産】

4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下

① 治山施設及び農業水利施設等の整備

- 治山施設の整備や長寿命化を推進するとともに、森林の持つ土砂流出防止機能等の維持・向上によって、山地被害の未然防止を図る。【農林水産】
- 食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や用排水路等農業水利施設等の農業生産基盤の整備を計画的に推進する。【農林水産】
- 野生鳥獣被害による農地や森林の荒廃を防ぐため、防護対策や捕獲対策、捕獲獣の利活用、狩猟の担い手の確保・育成等、鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。【農林水産】
- 農業生産に不可欠な農業用水の安定供給に必要な水路やため池等の機能は、農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう共同活動支援制度を広く啓発し、取組の維持・促進を図る。【農林水産】

5 情報通信サービス電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 情報伝達手段の確保

- 気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用する等、伝達手段の多様化・効率化を推進する。【情報通信】
- 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、役場本庁舎や災害時に避難場所となる公共施設の公衆無線LANサービスを段階的に推進する。【情報通信】

② 避難行動要支援者等の支援整備

- 大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を開始するため、県（D W A T：災害派遣福祉チーム）の支援等を受け、福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制を確保する。【保険医療・福祉】
- 高齢者や障害のある人等に対し、平時から災害時への一貫した支援が行えるよう防災部門と福祉部門の相互理解を進め、避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じた個別避難計画の作成を促進し、実効性のある支援体制の構築を図る。【保険医療・福祉】

③ 防災情報の普及

- 住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとることができるよう、普及啓発を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】
- 災害の種別及び感染症対策等を踏まえた、適切な規模、数の指定緊急避難場所、指定避難所の指定や町民への周知を促進する。また、災害のおそれがある場合の県との情報共有、連携と適時、適切な避難所等の開設に努める。【行政機能／警察・消防／防災教育等】<再掲>

④ 防災関係システムの整備

- 大規模災害時における1週間程度の停電においても、防災関係システムの機能が維持できるよう、非常用電源の整備や燃料供給体制の確保、適切な保守点検等に取り組み、非常用電源の安定的な運用を図る。【情報通信】

5-2 電力供給ネットワーク（送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

① 非常用電源の確保

- 広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、電源車又は発電機の派遣等が円滑に行われるよう、派遣要請手順の事前確認等、災害時の協定を締結している事業者等との連携を推進する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

② 交通基盤の確保

- 緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、関係者と連携しながら、災害時における道路啓開のための体制を確保する。【交通・物流】<再掲>

③ 防災関係システムの整備

- 大規模災害時における1週間程度の停電においても、防災関係システムの機能が維持できるよう、非常用電源の整備や燃料供給体制の確保、適切な保守点検等に取り組み、非常用電源の安定的な運用を図る。【情報通信】<再掲>

5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

① エネルギー供給施設の被害予防、早期復旧

- 各エネルギー供給事業者に対して、関連施設の耐震化や系統の多重化、被災時の早期復旧に必要な資材・人員の確保、復旧用車両の通行ルート確保に係る道路管理者との連携等、計画的な耐災害性の向上を促進する。【住宅・都市】

② エネルギー供給源の多様化

- 地域外からの電力の供給が停止した場合にも、公共施設や家庭等において必要最小限のエネルギーを確保できるよう、太陽光発電等、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【住宅・都市】

5-4 上下水道、農・工業用水等施設の長期間にわたる機能停止

① 水道施設機能の維持

- 水道施設の被災による大規模地震発生時の被害拡大や復旧期間の長期化が懸念されるため、財政状況を勘案しつつ、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進め、災害時の給水機能の確保を図る。【住宅・都市】<再掲>
- 災害時に備え、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水や応急復旧の周知や防災訓練等への参加を通じて、緊急時の広域支援体制の確立を促進する。【住宅・都市】

② 工業用水道施設機能の確保

- 工業用水は、産業活動にとって欠かすことのできない重要な役割を果たしていることから、地震等の災害発生時においても企業へ工業用水を配水できるよう、県による送・配水管への計画的な耐震化対策を促進する。【産業構造】

③ 農業水利施設の保全

- 農業水利施設について、造成から経年により老朽化しているところについては、修繕等の工事を行い計画し、機能確保を促進する。【老朽化対策】<再掲>
- ため池の老朽度や下流への影響度に加え、豪雨対策の視点を考慮した優先順位を基に、改修を進めるとともに、ソフト対策を組み合わせた対策を効果的・効率的に進め、安全性の確保を図る。【農林水産】<再掲>

【施策に関連する指標】

指標名	現状値	目標値
基幹水管路の耐震化率<再掲>	53.50% (R7)	55.70% (R11)
防災重点ため池のハザードマップ作成率	100% (R7)	100%を維持 (R11)

5-5 陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

① 道路ネットワークの維持管理

- 災害時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を検討する。【交通・物流】**<再掲>**
- 災害発生時に地域交通ネットワークが分断され、防災拠点や物流拠点へのアクセスに支障が生じる事態を回避するため、地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道や道農林等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進め る。【交通・物流】**<再掲>**
- 県警が実施している、停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所の拡大、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新と連携し、交通情報収集・提供体制の確保を図る。【交通・物流】**<再掲>**
- 緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、関係者と連携しながら、災害時における道路啓開のための体制を確保する。【交通・物流】**<再掲>**
- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生防止 や地域交通ネットワークを担う農道の整備を継続する。特に、農道橋の点検・診断を実 施して、適正な維持管理や保全対策を進める。【農林水産】**<再掲>**

② 公共交通の機能確保

- 公共交通機関における施設、設備の対災害性を向上させるための交通事業者の取組みを促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。【交通・物流】

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

① 相互連携・応援体制の充実

- 大規模広域災害に備え、岡山県及び県内市町村で締結している災害時相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、近年の災害による課題や今後予見される災害を想定した広域訓練、協議会及びワーキンググループへの参加等により、実効性の改善に努める。【行政機能／警察・消防／防災教育等】

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興ができないなくなる事態

① 建設業界との連携

- 「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」の締結団体との連携の強化に努め、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保を図る。【交通・物流】

② 町における人材確保

- 大規模災害が発生した場合において、復旧・復興に必要な技術職員や技術力の不足が懸念されるため、技術職員の確保・育成に努めるとともに、県土木職OB・OGで構成する「岡山県災害エキスパート隊」を活用する等、大規模災害発生時における技術力の確保を図る。【国土保全】

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物処理計画

- 災害廃棄物対策指針に基づき災害廃棄物処理計画を策定するとともに、定期的な訓練や演習を通じて、実効性のある計画となるよう改善に努める。【環境】

【施策に関連する指標】

指標名	現状値	目標値
災害廃棄物処理計画の策定状況	策定済（R7）	必要に応じ見直し

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 町における人材確保

- 被災により住宅を無くした方に速やかに住居が提供できるよう、応急仮設住宅の建設等、岡山県の民間団体等との災害時協力協定の有効利用に努める。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに住宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理について同じく同協定を利用する。【住宅・都市】

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 災害ボランティア活動の推進

- 災害時にボランティアの受け入れを行う町社会福祉協議会と県全体の災害ボランティアを統括する県社会福祉協議会を中心に、関係機関が協力して災害ボランティア活動を支援する。【リスクコミュニケーション】

6-6 風評被害等による町内経済への甚大な影響

① 風評被害の防止

- 災害時における観光地や農作物等への風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。【産業構造】【農林水産】

3 施策分野ごとの強靭化の推進方針

計画の実効性を確保するため、推進方針に基づき実施する具体的事業（個別事業）については、「(別紙第2) 個別事業一覧」において整理する。

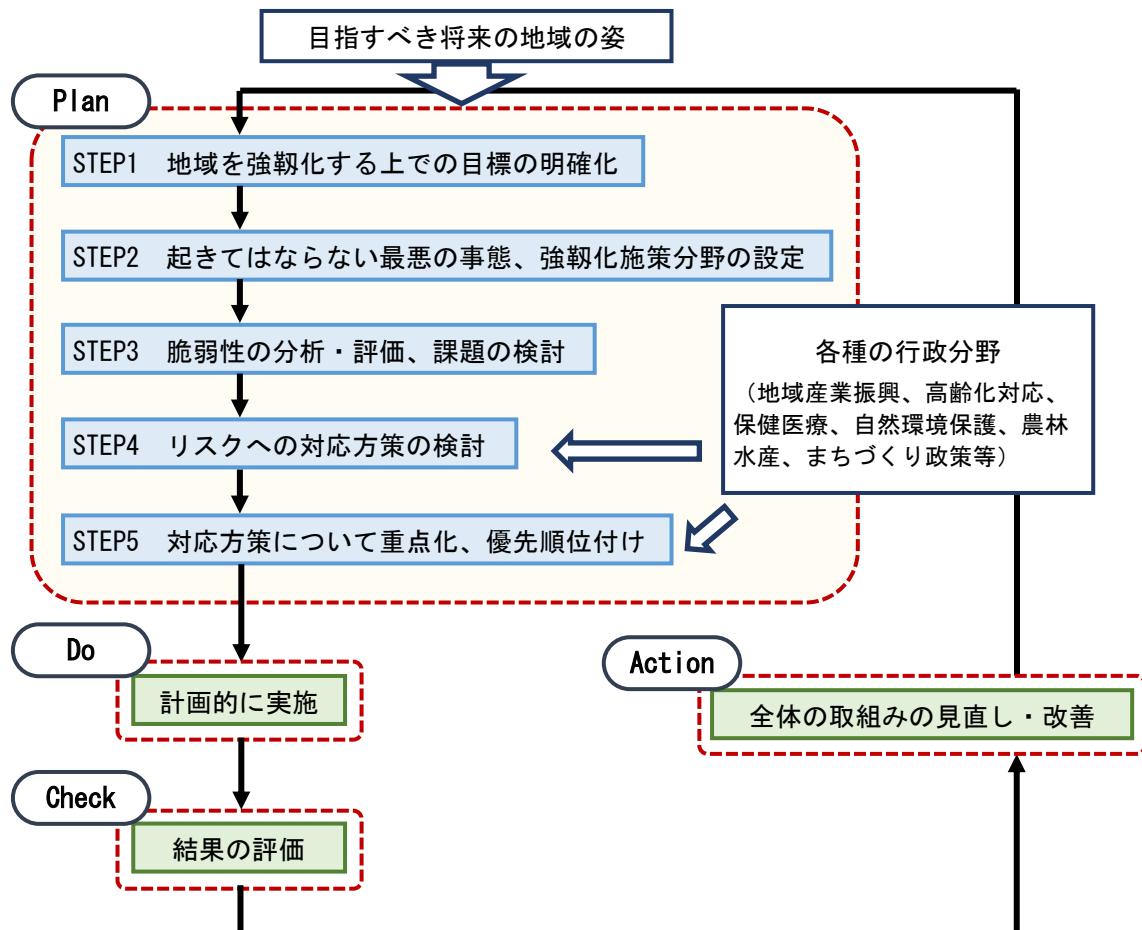
第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、国的基本計画や県地域計画等との調和を保ちながら、国土強靭化に関する情報を共有し、強靭化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえるとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな地域づくり」に取り組む。

2 進捗管理及び計画の見直し（P D C A）

数値指標等を用いて本計画の進捗管理を可能な限り定量的に行い、設定した目標の達成状況や社会状況の変化等を勘案しつつ、P D C Aサイクルにより計画の見直しを適宜行うものとする。



(別紙第1) 勝央町国土強靭化地域計画策定に係る脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

① 住宅・建築物の耐震化促進等

- 勝央町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化の必要性の普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援制度の周知を行っているが、引き続き耐震化を促進する必要がある住宅や建築物について、耐震化の促進を図る必要がある。
- 町営住宅については、維持管理を継続しているが、老朽化が進んでいることから、運営のあり方の検討が必要である。
- 学校施設は、災害時の避難所等に利用されることもあることから、吊り天井等の非構造部材を含めた耐震対策を進める必要がある。
- 町有施設については、今後、老朽化による建替えや大規模修繕を必要とする施設が増えると大きな財政的負担が生じるため、今後の行政需要の変化も勘案した計画的な対応が必要である。
- 不特定多数が集まる施設については、防災拠点となる役場庁舎等の特定建築物の耐震化は進んでいるが、一部の共同住宅や事務所等の建築物において、耐震化を促進する必要がある。

② 災害に強いまちづくり

- 防災上重要な建築物、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実が必要である。
- 地震による落橋を防止するため、橋梁の耐震化を検討する必要がある。

③ 大規模盛土造成地等に伴う災害防止の取組

- 勝央町内に大規模盛土造成地は21か所あり、現在は大規模盛土造成地マップを公表している。災害時には、盛土の地滑り的変動（活動崩落）が生じ、土砂の流出による被害等が考えられるため、盛土の安全性調査や必要に応じて防災対策工事を行っていく必要がある。

1-2 地震に伴う不特定多数が集まる施設の火災による多数の死傷者の発生

① 不特定多数が集まる施設の火災予防対策の促進等

- 事務所・商業ビル等の消防用設備等の適正な設置・維持管理や防火管理体制の充実を図るとともに、感震ブレーカー、L P ガス放出防止装置等火災予防設備の設置を促進する必要がある。
- 医療機関や社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、スプリンクラーの設置・点検を促進する必要がある。

② 災害応急活動体制

- 消防本部の充実強化を促進するとともに、消防団や自主防災組織等と連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。
- 消防団員について、団員数はほぼ定員に達しているが、近年、女性団員が少なく、また、高齢化の傾向が続いていることから、女性・若手消防団員や機能別消防団員の確保に努める必要がある。
- 大規模災害に備え、災害応急活動体制の強化や災害対策備蓄品等の充実、消防本部との連携体制の強化、受援体制の充実等を図る必要がある。

③ 施設の防火対策

- 火災による甚大な被害のおそれがある病院等への消防用設備等の適正な設置・維持管理の徹底を図るとともに、消火栓等の耐震性の確認や防火水槽の増設等、消防水利の確保が必要である。

④ 公園施設の維持管理

- 災害発生時に避難場所、災害復旧の拠点となる公園施設について、災害時に、有効に機能するよう適切な維持管理が必要である。

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死者の発生（ため池損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

① 治水施設の整備

- 洪水被害を未然に防ぐため、既往最大降雨の洪水想定や過去の水害発生状況、近年頻発する局地的な豪雨等を踏まえた河川改修や河川管理施設の点検・維持修繕を適切に行う必要がある。

② 水防体制

- 全国的に豪雨災害が多発する一方で、水防団員（消防団員）の高齢化等により、地域の水防力が弱体化しているため、自治会・ボランティア団体等が水防協力団体として連携し、訓練や普及啓発活動を通じて水防体制の充実・強化を図る必要がある。
- 町内に8か所ある陸閘について、滝川の増水が想定される場合は、事前に陸閘を閉じていることから機能維持のため、点検・維持修繕を適切に行う必要がある。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死傷者の発生

① 土砂災害危険箇所の対策

- 土砂災害危険箇所すべての整備には多大な経費と時間を要することから、近年の土砂災害発生や近隣の保全人家の状況、福祉施設や避難所、学校や道路との隣接状況等、緊急性の高い箇所を優先し、計画的に整備を行う必要がある。

② 砂防関係施設の維持管理

- 砂防関係施設について、県と連携しながら施設機能の信頼性確保や、長期的な管理経費の縮減・平準化を両立しつつ維持管理を継続していくことが必要である。

③ 避難誘導体制

- 土砂災害警戒区域等が近隣にある学校における防災教育、訓練の実施や医療機関、福祉施設での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアルの現状に応じた整備の促進等により、被災時の円滑な避難誘導体制を確保する必要がある。

④ 普及啓発・自主防災活動の活性化

- 自主防災組織による地区防災計画の作成を促進するとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練等、平時からの活動の活性化を図る必要がある。
- 身近な災害リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、気象警報、気象情報の意味の理解、各種メディアからの積極的な災害情報の入手、避難情報発令時の適切な避難行動の確保等、県と連携し、町民一人ひとりの「自らの安全は自らで守る」という自助の心構えにつながる普及・啓発を引き続き行う必要がある。

⑤ 災害応急体制の確保

- 災害発生が予測される台風接近時等において、各防災関係機関と連携し、迅速的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。
- 大規模土砂災害発生時の迅速な救助体制を確保するため、災害応急活動体制の強化や災害対策備蓄品等の充実、消防本部との連携体制の強化、受援体制の充実等を図る必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 災害応急活動体制

- 大規模災害時の迅速な救助・救急活動への対応や他地域からの応援要請の可能性を踏まえ、災害対策備蓄品等の整備や消防本部との連携体制の強化、受援体制の充実等により、大規模災害発生時の応急活動体制を確保する必要がある。
- 消防団員数はほぼ定員に達しているものも、高齢化が進み、女性団員も少ないことから、引き続き女性・若手消防団員や機能別消防団員の確保に努める必要がある。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① 医療、救護体制

- 県の派遣要請等に基づきDMA Tの迅速な受入れができるよう、訓練等を通じて連携の強化を図る必要がある。
- 県医薬品卸業協会等との協定を利用し、災害時救急医薬品等の迅速な確保・供給ができるよう、関係機関との連携強化が必要である。

② 早期の道路啓開

- 災害時における救助・救急、医療活動と連携したエネルギー供給のためのルートについて、早期に道路啓開を行うための体制を確保する必要がある。

③ エネルギー供給施設の被害予防、早期復旧

- 電気、石油、ガス等のエネルギー供給事業者において、計画的に関連施設の耐災害性の向上を図るとともに、災害時においては、病院等の人命に関わる重要施設へのエネルギー供給体制の確保に努める必要がある。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

① 避難所等の管理

- 避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、感染症対策を踏まえながら、早期に避難所を開設・運営できるよう「避難所運営マニュアル」を活用して、発災直後から衛生管理等に徹底して取り組み、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整える必要がある。
- 想定される災害の種別や、感染症対策等を踏まえた適切な指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。
- 避難所開設時の感染症予防のため、施設の消毒等、まん延防止措置を適切に実施する必要がある。

2-4 被災地での食料・飲料水・電気・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 物資の備蓄・調達等

- 公的備蓄については、必要量の確保を継続するとともに、今後、南海トラフ地震はじめとする大地震等の被害想定に基づき、備蓄計画数量の見直しが行われた場合、対応する備蓄量を確保する必要がある。
- 関係団体や民間事業者等との間で食料や生活必需品、医薬品の調達に関する協定を締結しているが、大規模災害発生時に、協定締結先からの物資調達や県や他市町村からの救援物資の受入れ、被災地への配送等が円滑に行えるよう、マニュアルの充実や訓練の実施をしていく必要である。
- 「3日分以上、推奨1週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄の推進について、県と連携して普及・啓発に取組む必要がある。

② 水道施設の耐震化

- 水道施設が被災して給水機能が損なわれた場合、被害拡大や復旧期間の長期化が懸念されるため、災害時の給水機能の確保に向けた水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進める必要がある。

2-5 長期にわたる孤立集落等の発生

① 道路交通の確保

- 災害時の道路途絶等による多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生が懸念されるため、沿道の土砂災害危険箇所や落石・崩土危険箇所の解消、孤立集落防止の観点から他の道路施設対策との連携、隣接する生活道路の管理者と一体となった取組み等を計画的に進める必要がある。
- 沿道の土砂災害危険箇所や落石・崩土危険箇所の解消を引き続き進めるとともに、孤立集落防止の観点から、他の道路施設対策との連携や、隣接する生活道路の管理者と一緒にとなった取組みが必要である。
- 岡山県建設業協会等をはじめとする関係機関と災害時協力協定に基づき、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等の確保に努めるとともに、道路啓開等を迅速に行うための計画をあらかじめ立案するよう、道路管理者が相互に連携する必要がある。
- 災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道や農道橋の適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。
- 砂防関係施設や治山施設について、点検・診断に基づく老朽化対策が必要である。

② 集落での備え

- 災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ町との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保しておくとともに、家庭や自主防災組織単位での備蓄の促進、特設公衆電話の設置等避難所の防災機能の強化を図る必要がある。
- 1次避難所となる各地区コミュニティハウス（公会堂）について、停電時にも対応できるよう、自家発電機等の発電設備の導入を促進する必要がある。

2-6 大規模な自然災害と感染症等の同時発生

① 下水道施設の耐震化等

- 下水道施設の被災による衛生環境の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、老朽化対策を適切に実施する必要がある。
- 大雨が発生した際に、河川の氾濫等により下水道施設が浸水し、機能まひを起こさないよう、下水道施設の耐水化計画に基づく計画的な浸水対策を行う必要がある。

② 避難所での感染症対策

- 避難所開設時の感染症予防のため、施設の消毒をはじめとして、避難所等における手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、咳エチケットの徹底、ソーシャルディスタンスの確保に加え、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理、健康観察等による感染兆候等の早期発見等のまん延防止措置を適切に実施する必要がある。

③ 予防接種の促進

- 感染性の高い疾病については、災害時にまん延すると被害が拡大することから、平時からの予防接種の必要性について普及・啓発や情報提供を行い、接種勧奨の実施等により、予防接種を促進する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

管轄警察連絡手段の確保

- 大規模災害発生時には治安悪化や社会混乱がありうることから、町内の警察機関とは定時連絡を含めた連絡手段を維持する必要があり、発災状況によっては管轄警察署との連絡体制を含めた通信手段を強化する必要がある。

3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 業務継続体制

- 災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるため、業務継続計画の見直しを行い、業務継続体制を整備する必要がある。
- 大規模災害が発生し、職員や庁舎等の施設の被災によって行政機能が確保できない場合に、的確かつ迅速な応援活動を実施するため岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定に基づく支援・受援の内容や実施手順、役割分担を状況に応じ見直し、訓練実施を通じて実効性を高める必要がある。
- 業務遂行の重要な手段として利用されているＩＣＴ機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ＩＣＴ－ＢＣＰを策定し、災害時においても、業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続する必要がある。

② 庁舎、施設の耐災害性向上

- 大規模地震等の発生により甚大な人的・物的被害が発生し、発災直後の応急対策、事後の災害復旧や被災者支援に限らず、行政サービス全般に支障を及ぼす可能性があるため、役場庁舎をはじめ、防災拠点となる公共施設等の耐震化を進め、施設内部の非構造材部分を含めた耐震対策を検討する必要がある。
- 町有施設については、今後、老朽化による建替えや大規模修繕を必要とする施設が増えると大きな財政的負担が生じるため、今後の行政需要の変化も勘案した計画的な対応が必要である。
- 自家発電装置や太陽光パネル、蓄電池の設置等、防災拠点となる町有施設の非常用電源の確保に努める必要がある。
- 町ホームページについて、災害時の情報提供機能維持を検討する必要がある。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下

① 地域の経済力の強化

- 大規模自然災害発生後であっても経済活動が機能不全に陥らないようするために、地域の経済力の底上げが重要であり、町の特性や強みを生かした産業振興や、中小企業を中心とした町内企業に対する支援等、力強い企業の育成に平時から取り組む必要がある。

② 企業の事業継続計画（B C P）

- 災害発生後も経済活動の機能を確保するため、県B C P推進センター等の活用も踏まえながら、町内の中小企業等へのB C Pの普及・啓発と策定促進を行う必要がある。

③ 金融支援

- B C P策定や防災対策に必要な資金に対する「事業継続対策資金」、災害を受けた企業の運転資金・設備資金に対する「経済変動対策資金」等の県の融資制度について、支援が円滑に行われるよう、制度の周知を図る必要がある。

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物資等の拡散・流出

① 高圧ガス施設等の維持管理

- 毒物・劇物保有事業者に対し、災害による大規模拡散や流出防止に必要な資機材の整備や訓練等を実施する必要がある。
- 有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き構造基準等の遵守について周知する必要がある。

4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

① 金融サービス等の機能確保

- 災害救助法が適用された場合、罹災した地域の住民の生活資金の確保及び地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む必要がある。

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

① 交通基盤の確保

- 岡山県建設業協会等をはじめとする関係機関と災害時協力協定に基づき、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等の確保に努めるとともに、道路啓開等を迅速に行うための計画をあらかじめ立案するように、道路管理者が相互に連携する必要がある。
- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進する必要がある。特に、農道橋の点検・診断を実施して、適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。

4-5 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

① 農業用水の整備

- 農業水利施設について、造成から長年が経過して老朽化しており、耐震性のない施設も多く存在するため、修繕工事等を計画し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。

② 工業用水の整備

- 工業用水道では、老朽化対策及び耐震対策を進めており、引き続き計画的に実施する必要がある。

③ ため池の整備

- ため池に対するこれまでの老朽化と耐震化の観点に、新たに豪雨対策の視点を加え、ハザードマップの作成やため池の改修、廃止等、ソフト・ハードの両面から対策を講じる必要がある。

4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

① 治山施設及び農業水利施設等の整備

- 激甚化・頻発化する豪雨等による森林の荒廃や崩壊による、人家等への被害を未然に防止するため、治山施設の整備や森林整備等による山地災害対策等を推進する必要がある。
- 基幹農業水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備し、食料等の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐ必要がある。
- 野生鳥獣による農林産物被害は荒廃農地の発生や森林の荒廃を招くおそれがあるため、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。
- 用排水路やため池等の機能は、地域の共同活動により維持・保全されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、支援制度の周知も含め、広く啓発する必要がある。

5 情報通信サービス電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 情報伝達手段の確保

- 住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施するとともに、町防災行政無線（同報系）や緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等、地域の実情に応じた情報伝達手段の多様化を図る必要がある。
- 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、公衆無線LANサービスを継続する必要がある。

② 避難行動要支援者等の支援整備

- 平時から福祉関係団体等と連携し、災害時に福祉支援を機能させるための体制構築を図る必要がある。
- 高齢者や障害のある人等に対し、平時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法等をあらかじめ定めておく個別避難計画の作成を促進し、実効性のある支援体制を構築する必要がある。

③ 防災情報の普及

- 住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す必要がある。
- 災害の種別や感染症対策等を踏まえた、適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県との情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。

④ 防災関係システムの整備

- 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、非常用電源設備の継続的な機能強化や燃料確保の取組を計画的に実施し、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。

5-2 電力供給ネットワーク（送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

① 非常用電源の確保

- 大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、県や電気事業者と事前に要請方法等を協議又は確認しておく必要がある。

② 交通基盤の確保

- 緊急輸送道路等、エネルギー供給ルートとなる道路の機能維持、被災時の早期復旧に努めるとともに、交通監視カメラの整備、道路通行規制システム等の円滑な運用により、交通機能を確保する必要がある。

③ 防災関係システムの整備

- 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、非常用電源設備の継続的な機能強化や燃料確保の取組を計画的に実施し、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。

5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

① エネルギー供給施設の被害予防、早期復旧

- 電気、石油、ガス等のエネルギー供給事業者において、エネルギー供給施設の耐震性確保や系統多重化、被災時の早期復旧に必要な資材整備等を計画的に進める等、耐災害性の向上を図る必要がある。

② エネルギー供給源の多様化

- エネルギー供給源の多様化のため、公共施設や家庭等において、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

5-4 上下水道、農・工業用水等施設の長期間にわたる機能停止

① 水道施設機能の維持

- 水道施設の耐震化を計画的に進めて防災機能の向上を図るとともに、被災に備え、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水・応急復旧体制の周知徹底や防災訓練の実施等により、緊急時の広域支援体制の確立に努める必要がある。
- 水道施設や管路等について、財政状況を考慮しつつ、計画的に耐震化を推進する必要がある。
- 下水道施設については、今後耐用年数を経過した管渠等の急激な増加が想定され、老朽化した管渠等のストックについて、優先度を勘案しながら計画的に対策を実施する必要がある。

② 工業用水道施設機能の確保

- 県の運営する工業用水道では、老朽化及び耐震化対策が進められており、引き継ぎ協議等を含め計画的に実施する必要がある。

③ 農業水利施設の保全

- 老朽化している農業水利施設については、修繕等の工事を行い、機能の確保を図る必要がある。
- 町内のため池については、点検・診断を実施しており、ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に整備する必要がある。

5-5 陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

① 道路ネットワークの維持管理

- 地域交通ネットワークを構成する国道及び県道の管理者と連携し、町道や農林道等、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進めるとともに、橋梁の防災対策、信号機の維持や交通監視、道路規制情報の提供等を適切に進める必要がある。
- 道路の防災・減災機能を高めるため、緊急輸送道路の防災対策の実施箇所について、対策実施後も適切な維持管理を行うとともに、被災時には、関係者にも協力を求め、迅速な道路啓開に努める必要がある。
- 災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道や農道橋の適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。

② 公共交通の機能確保

- 公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧体制を確保し、地域交通の維持に努める必要がある。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

① 相互連携・応援体制の充実

- 大規模広域災害に備え、岡山県及び県内市町村で締結している災害時相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、近年の災害による課題や今後予見される災害を想定した広域訓練、協議会及び、ワーキンググループへの参加等により、実効性を高めていく必要がある。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、N P O、企業労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興ができなくなる事態

① 建設業界との連携

- 「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」の締結団体との連携の強化に努め、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めており、今後、協定の実効性が高まるようにする必要がある。

② 町における人材確保

- 技術職員の不足やそれに伴う技術力不足が課題となっているため、災害時の復旧・復興に必要な技術職員の確保・育成に努めるとともに、高度な技術や豊富な経験を有する県土木職O B・O Gで構成する「岡山県災害エキスパート隊」を活用する等、大規模災害発生時における技術力を確保する必要がある。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物処理計画

- 災害時の廃棄物対策については、勝央町災害廃棄物処理計画で定めているが、国の災害廃棄物対策指針等の変更等、現状に応じた災害廃棄物処理計画を維持する必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 町における人材確保

- 被災により住宅を無くした方に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設等、岡山県の民間団体等との災害時協力協定の有効利用に努めるとともに、住宅の一部を被災した方が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を維持する等、体制の整備を図る必要がある。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 災害ボランティア活動の推進

- 災害時にボランティアの受入を主軸となって行う町社会福祉協議会と県全体の災害ボランティアを統括する県社会福祉協議会を中心に、ボランティアに関わる各組織の具体的な役割分担、連携体制について、今後検討する必要がある。

6-6 風評被害等による町内経済への甚大な影響

① 風評被害の防止

- 災害時における観光地や農作物等への風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する必要がある。

(別紙第2) 個別事業一覧

事業名	施策の 推進方針	担当部署 (実施主体)	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	1-1①	産業建設部	
狭あい道路整備等促進事業	2-5①、5-5①	産業建設部	
宅地耐震化推進事業	1-1①	産業建設部	
防災・安全交付金事業	1-1①、1-1③、 1-2①、1-2③、 2-2②、3-2②、 4-2①、4-5①、 5-3②、6-4①	産業建設部	
	2-4②、2-6①、 5-4①		上下水道部
道路メンテナンス事業	1-1②、2-5①、 4-4①、5-5①	産業建設部	
農村地域防災減災事業	1-3①、2-5①、 4-4①、4-6①、 5-4③	産業建設部	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	1-3①、4-5①、 4-5③、4-6①、 5-4③	産業建設部	
農業農村整備事業	4-5①、4-5③、 4-6①、5-4③	産業建設部	
緊急自然災害防止対策事業	1-1②、1-1③、 1-2①、1-2③、 1-3①、1-4②、 1-4③、2-4①、 2-5①、3-2②、 4-2①、4-4①、 4-5①、4-5②、 4-5③、4-6①、 5-4②、5-4③、 5-5①	産業建設部	
	2-4②、2-6①、 5-4①		上下水道部

事業名	施策の 推進方針	担当部署 (実施主体)	備考
公共施設等適正管理推進事業	1-1②、1-1③、 1-2④、1-3①、 1-4②、2-5①、 3-2②、4-4①、 4-5①、4-5②、 4-5③、4-6①、 5-4②、5-4③、 5-5①	産業建設部	
	2-4②、2-6①、 5-4①		
緊急浚渫推進事業	1-3①、5-4②	産業建設部	
勝央浄化センター等の地震対策事 業【社総金事業】	2-6①	上下水道部	
勝央浄化センター等の耐水化事業 【社総金事業】	2-6①	上下水道部	

勝央町国土強靭化地域計画

令和8年4月

発行：岡山県勝央町総務部

岡山県勝田郡勝央町勝間田 201

T E L : 0868-38-3111

F A X : 0868-38-3120
